

第27回 2022年度

ボランティア活動助成 募集要項 (ともしび助成)

《応募期間》

年内
締切

2021年10月1日(金)から12月28日(火)
(17時必着)

※注意 10月より普通郵便の到着日が変更されています
余裕をもって投函してください

《2022年度 ボランティア活動助成について》

(公財)コープともしびボランティア振興財団では、すべての人々が多様な生き方などを尊重し、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会をめざしています。

しかし、新型コロナウイルスの感染はいまだ収束されず、新たな生活上の困難を抱える人々が増え、問題はさらに深刻化しています。このような状況の中、活動を継続している団体(個人)をさらに強く支援したいという思いから、2022年度は助成対象となる経費を大幅に拡大します。



公益財団法人コープともしびボランティア振興財団

《公益財団法人 コープともしびボランティア振興財団について》

当財団は、兵庫県内の様々なボランティア活動を支援する財団法人として、1996年2月にコープこうべによって設立されました。より多くの活動を支援するため、2012年に公益財団法人に移行し、「愛と協同」の精神を基盤に阪神・淡路大震災を機に一気に広がったボランティア活動の輪をさらに広げ、市民がお互いに支え合い、やさしさと思いやりに満ちた地域社会の形成を目指すことを活動の目的としています。また、当財団のボランティア活動助成の主な活動資金は、市民一人ひとりから寄せられた「賛助会費」「寄付」「募金」です。これらの支援金が、兵庫県内で活動するボランティア団体(個人)への助成資金となっています。

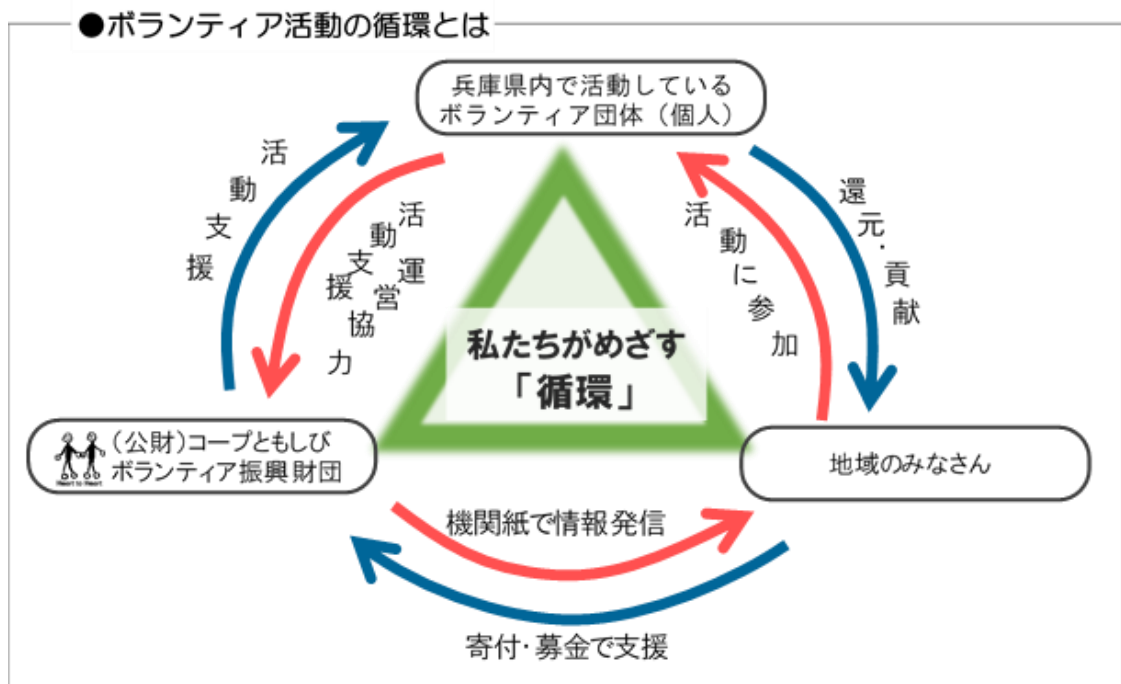
1) ボランティア活動助成の特徴

- ① 地域で地道にボランティア活動を行っている団体(人)に資金を支援しています
- ② 助成金が必要なあいだは、続けて申請することも可能としています。資金難が理由となり、継続的に社会的課題を解決するボランティア活動団体(個人)がなくならないようにという考えからです
- ③ 安心して活動に取り組んでいただきたいとの思いから、助成が決定した団体(個人)には助成対象年度の6月初旬までに助成金を交付しています

2) 当財団の目指す「ボランティア活動の循環」

当財団は、市民一人ひとりから寄せられた支援金を、資金を必要としているボランティア団体(個人)に届けています。一方、ボランティア団体(個人)は社会的課題の解決に向けた活動を通して地域の人々に還元しているだけでなく、寄付や広報等の運営協力など財団の支援者としても関わってくださっています。

当財団は、人の力、知恵などのエネルギー、もの、設備、技術、場所などの ボランティア資源が大きく回る「ボランティア活動の循環」を目指しています。



□応募資格

1. 兵庫県内で公益的な活動を行う、法人格を持たないボランティア団体(個人)とします
2. 2022年4月1日現在、団体もしくは個人として1年以上の活動実績があること
3. 政治、宗教、宣伝、売名行為等の目的でない活動であること
4. 行政の委託事業については、助成の対象になりません
5. 調査研究を主とし、地域住民への直接的な活動がない団体(個人)は応募できません

□応募要件

1. 2021年10月～11月開催の「2022年度ボランティア活動助成説明会」に参加していること
※ 継続申請団体は参加不要
※ コロナウイルス感染症の影響により、説明会が開催できない場合はこの限りではありません
2. 2022年5月に開催予定の「市民活動交流会※」に1名参加できること
※ 市民活動交流会
当財団では、ともしび助成全団体(個人)を対象に、年1回「市民活動交流会」を開催しています。
市民活動交流会は、皆さんにとって、① お互いに連携し、ネットワークを広げる ② 活動のヒントを得る ③ 財団のめざすもの、活動について理解を深める 以上3つの場でありたいと考えています
3. 活動記録や領収書(原本)などを保管し、2023年4月7日(金)までに、活動報告書・会計報告書を提出できること
4. 当財団ホームページで団体(個人)の活動概要を公開できること
5. 自然環境保全活動などは、土地や建物の所有者と契約、または使用の了承を得ていること

□助成対象分野、対象者

分野	対象者
福祉	高齢者
まちづくり	障がい者
学術、文化、芸術またはスポーツ	青少年(中学生以上)
防災・減災活動・地域安全活動	子ども(親子含む)
人権擁護・平和の推進活動	病院・施設入所者
多文化共生	被災者
子どもの健全育成	在日外国人
食と農	地域住民
環境	女性
その他	その他

□助成金額

団体 30 万円・個人 3 万円を助成限度額とします。

□助成対象期間

2022年4月1日から2023年3月31日の1年間の活動に対して助成します。

□2022年度助成スケジュール

内容	日程
申請受付開始	2021年10月1日(金)
申請締切	12月28日(火)17時必着
事務局による書類確認	2022年1月中旬
助成検討委員による書類選考	1月下旬～2月中旬
助成検討委員会	3月初旬
理事会(助成決定)	3月24日(木)
採否通知(申請時の代表者へ郵送)	3月末～4月上旬
市民活動交流会参加	5月中旬～6月
交流会参加後助成金振込	6月初旬
報告書提出	2023年4月1日(土)～7日(金)

□選考基準

表にある基準に沿って選考します。熟読の上ご記入ください。

基準項目	主な基準内容
公益性・必要性	<ul style="list-style-type: none">・公益性、必要性があり、地域に貢献する活動である・不特定多数の人に開かれた活動となっている
効果と継続・発展性	<ul style="list-style-type: none">・活動により効果が発揮され、地域や対象者の暮らしをよくすることにつながっている・活動を継続、発展していくための工夫や他団体との連携をめざしている
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・実現可能な活動内容、スケジュールである
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・当財団の対象経費に照らして費用の用途は妥当である・適切な水準の受益者負担を徴収し、会費収入や他団体からの助成金など自主財源の確保につとめている・積算根拠が具体的かつ妥当で活動内容や計画と整合している
循環のしくみについて	<ul style="list-style-type: none">・当財団の助成についての考え方やボランティア活動の循環のしくみについて賛同し、協力する意思がある

□2022 年度 対象経費

区 分	対象経費	対象外経費
材料費 食材費	活動に必要な材料費、 食材費 他、食に関する支援のための費用 ※ 新聞・書籍代は総額年間上限 2 万円	スタッフ・ボランティアの飲食費（お弁当、お茶代、茶菓子代、食事代）、販売目的の食材費
消耗品費	事務用消耗品費 ※1 品 1 万円以上の物品は備品とみなし別途申請が必要	特定の団体・個人が利益を受ける資産形成に繋がるもの
通信費	活動に必要な電話代・通信費 ※宅配便代については、使用目的の記載が必要	メンバー間の連絡用の電話代
印刷製本費	パンフレットやチラシ、報告書など印刷に係る経費、コピー代、印刷に係る消耗品	記念誌発行など、団体の記念事業に係る経費
学習費・広報物 作成委託費	講座・研修の講師謝金、研修参加費、外部へ委託した広報物のデザイン費・製作費（講座・研修の講師謝金と外部へ委託した広報物のデザイン費・製作費をあわせて総額年間上限 3 万円） ※講師謝金が発生する場合は詳細を、様式②の活動計画に講師名とどのような講座を予定しているのかわかる範囲で記載ください	人件費 メンバーに支払われる講師謝金、デザイン費・製作費は人件費とみなし対象外
会場費	施設利用料（利用料が公開されていること）	申請団体（個人）あるいは関連団体が所有している部屋の会場費賃料、機材のリース代など
交通費・運搬費	公共交通機関交通費、ガソリン代、駐車料金など、活動に直接必要な活動費	イベント参加者の交通費、スタッフ・ボランティアの活動拠点までの交通費、講師等の交通費、旅費
備品・その他	備品(総額年間上限 5 万円) ※1 イベント保険料 ※1.単品 1 万円以上の備品については様式⑦に記載ください	個人に係る保険料 貸会場の備品・設備となるもの 寄付金、資金援助、会費、出店料 レンタル料

※ 団体(個人)の経常的な経費(家賃、地代、水道光熱費など)は対象となりません

※ 他団体からの補助・助成金などと用途が重複しているものも対象外です

ご注意ください

- ① 助成期間終了後に、報告書に添付する領収書は原本を提出してください。レシート又は発行者(店舗など)の印字・押印および日付があるものに限りです
- ② 領収書は当財団の助成対象事業のために使用したものに限りです
- ③ 対象となる経費であっても、当財団理事会で認めた金額に減額される場合があります

□「きらり助成」について

地域の身近な課題に取り組む“きらり”と光る活動を支援することを目的に、少額(1.5万円上限)申請の団体(個人)に対して「きらり助成」を設けています。

- ◇選考にあたっては、当財団の趣旨の理解や活動内容、地域貢献度を優先します
- ◇きらり助成は 2022 年度助成総額の 20%の範囲内です。助成総予算を超えた場合は、採択された団体(個人)で一律減額とします
- ◇応募件数によっては、希望額の助成が受けられない場合があります
- ◇「ともしび助成」を申請する団体(個人)は、同年度に「きらり助成」の申請はできません

□応募方法

申請書の受付は郵送のみとします。申請書を当財団事務局までお送りください。

- ◇申請用紙は当年度のものに限ります。それ以外は選考対象となりません
- ◇申請書は黒インクか黒ボールペン、又はパソコン入力等で記入してください
※申請書をパソコン入力される方は、当財団ホームページよりダウンロードしてください
<https://www.tomoshi-bi-found.or.jp/>

◇提出前に必ず申請書のコピーをとり、手元に保管しておいてください

◇一度提出いただいた申請書類の返却・差し替えはできません

◇応募内容について問い合わせする場合がありますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号(携帯など)や E-mail アドレスを記載してください

申請受付締切日: 2021 年 12 月 28 日 (火) 17 時 必着

※締め切り後は受付できません。ご注意ください

□その他

1. 採否の理由につきましての問い合わせには応じかねますのでご了承ください
2. 予算書の大幅な変更は認められませんので、ご注意ください。変更が必要になった場合は、事務局にご相談ください
3. 助成決定後、法人格取得、活動の中断など、助成対象としての要件が変化したときには、事務局までご連絡ください。助成金を返金いただく場合があります

□申請書の送付先・問い合わせ先

〒658-0081 神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-20 生活文化センター西館 2F

(公財)コープともしびボランティア振興財団事務局

Tel.078-412-3930 Fax.078-412-3871

開館日時:月～金(祝日を除く) 10 時～17 時

※封筒の表書きに申請書類と明記してください